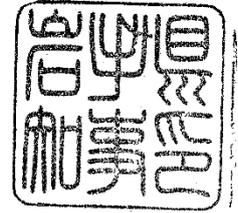


水振第 62-5 号  
令和 3 年 6 月 4 日

岩手海区漁業調整委員会  
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 3 管理年度における岩手県の特定水産資源（さんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚））の漁獲可能量の変更について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項で準用する同条第 4 項の規定により、農林水産大臣からさんま、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）の本県漁獲可能量の変更に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項の規定による知事管理漁獲可能量を変更したいので、同条第 5 項で準用する同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課  
資源管理担当 小川  
Tel：019-629-5805  
Fax：019-629-5824  
E-mai：g-ogawa@pref.iwate.jp

(案)

令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源の漁獲可能量のうちさんまについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあじの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	目安数量 147 トン
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	13,680 トン	720 トン (5%) を県の留保とする
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさんまの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	2,090 トン	110 トン (5%) を県の留保とする

令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源の漁獲可能量のうちくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
すけとうだら 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がすけ とうだら太平洋 系群の採捕を行 う全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	目安数量 578 トン
するめいか	全ての 漁業	左記漁業がする めいかの採捕を 行う全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	目安数量 594 トン
くろまぐろ (小型魚)	全ての 漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の 総量	86.925 トン	4.575 トン (5%)を 県の留保と する
くろまぐろ (大型魚)	全ての 漁業	中西部太平洋条 約海域	漁獲量の 総量	72.010 トン	3.790 トン (5%)を 県の留保と する